

日本の自動車輸送業界における特定技能労働者の受け入れに関する情報
(ベトナムに現在居住し、日本への就労を予定しているベトナム人労働者
向け日本へ就労予定の方)

1. 労働者の職務内容：

a. 主な業務：

- トラックの運転
 - + 安全な貨物輸送・運搬業務
 - + 積み下ろし、適切な積載作業
- タクシー、バスの運転：
 - + 乗客の安全な運行、輸送業務
 - + 接客業務 - 乗客のサポート。

b. 関連業務：

労働者は、同じ職位の日本人が行う業務と同様の業務を行うことができます。

- 車両の清掃
- 運行前後の準備及び後片付け

2. 特定労働者1号に関する要件（現在、自動車輸送業界において特定技能2号としての労働者は受け入れていません）

- トラック業界の場合：

- + トラック運転手向け特定技能試験に合格すること（入国前）、
- + 日本語試験に合格：JLPT（N4以上）又はJFT-Basic試験（入国前）。
技能実習生2号を修了した者は免除。
- + 日本の普通自動車運転免許証を所持していること。

- タクシー及びバス業界の場合：

- + タクシー又はバス向けの特定技能試験（入国前）
- + 日本語能力試験 N3 以上（入国前）
- + 日本の自動車運転免許証。タクシーは普通二種免許証、バスは大型二種免許証（入国後）
- + 日本での「新規運転者研修」の修了（入国後）。

3. 日本の運転免許試験の受験条件：

種類		受験条件
第一種運転免許	大型運転免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中型、小型、普通、又は大型特殊車両のいずれかの運転免許を取得する者。 ・ 上記いずれかの車種を3年以上運転した経験があること ※ ・ 21歳以上 ※
	中型運転免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中型、普通、又は大型特殊車両のいずれかの運転免許を取得する試験を受ける方。 ・ 上記いずれかの車種を2年以上運転した経験があること ※ ・ 20歳以上 ※
	中型運転免許	18歳以上
	普通自動車運転免許	
	大型特殊車両免許	
	大型オートバイの運転免許証	
	普通自動車運転免許	16歳以上
	小型特殊車両免許	
電動バイク、50cc未満のバイク運転免許		
トレーラー運転免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型、中型、準中型、普通、大型特殊自動車、又は第二種運転免許のいずれかの免許試験を受ける方。 ・ 18歳以上 	
第二種運転免許	第2種牽引運転免許証以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のいずれかの運転経験があること：大型、中型、小型、普通、大型特殊車両 3年以上 ※ ・ 21歳以上 ※
	牽引第2種運転免許証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のいずれかの運転経験があること：大型、中型、準中型、普通、大型特殊車両 3年以上 ※ ・ 21歳以上 ※
	第2種運転免許	現在所持している免許とは異なる第2種運転免許の取得を希望する方

※ 日本の普通運転免許証を所持している方で、特別講習（実技31時間、理論5時間）を受講した場合、※印の場所での運転免許試験受験条件は、「19歳以上で、普通運転免許証による運転経験が1年以上あること」。

4. 日本入国後の労働者の在留資格：

- 日本語試験及び自動車運送業界における特定技能試験に合格した後、労働者は「特定活動」の在留資格で日本に入国し、外国の運転免許証

を日本の運転免許証に切り替えるための研修に参加します。タクシー及びバスの運転手については、外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える試験に合格することに加え、「新規運転者研修」を修了することが受け入れの条件です。

- トラック運転手は最長 6 か月間、バス及びタクシー運転手は最長 1 年間、運転免許証の切り替え試験に合格しなかった場合、滞在期間の延長は認められないため、帰国しなければなりません。
- 「特定活動」としての滞在期間は、「特定技能 1 号」としての滞在期間には算入されません。
- 「特定活動」の在留資格で滞在中、労働者は受け入れ機関での車両清掃などの関連業務に従事することが認められています。

5. 「特定活動」の在留資格による労働者の給与、運転免許の切り替えのための試験費、タクシー及びバスの免許取得費用、日本における新任運転者研修費用：

- 特定活動ビザの労働者の給与は、同様の仕事に従事する日本国民の給与と同等以上である必要があります。
- 日本での運転免許証の切り替えのための試験費用、タクシー及びバスの免許取得費用：受け入れ機関がこの費用を負担することが望ましい。労働者が費用を負担する場合、日本での就労前に労働者と協議し、その同意（書面による）を得る必要がある。支払額は、実際の費用に見合った適切な金額であり、支払うべき費用の詳細を記載した明細書として書面で提示されなければなりません。
 - + 運転免許証の切り替え試験のための費用：約 15,000 円です。
 - + タクシー及びバスの免許取得費用：地域やプランにより変動があるが、タクシーの場合は約 250,000～400,000 円、バスの場合は約 400,000 円です。
- 新任運転者研修費用（タクシー及びバスの運転手にのみ適用）：受け入れ機関が全額を負担します。

6. 禁止事項（受け入れ機関について）：

- 保証金の徴収、資産の管理、罰金を規定した契約、又は労働者の資産を不当に譲渡するための契約の締結を固く禁じます。
- 契約書に、労働者が一定期間勤務しなかった場合（つまり、労働者に一定期間、受け入れ組織での勤務を義務付ける場合）、受け入れ組織

が労働者に運転免許証取得費用の返還を求めることができると規定することは、日本の法律に違反する可能性があります。なお、受け入れ組織が、受け入れ労働者の運転免許証取得費用を給与に組み込んで補填することは、日本の法律に違反しないことに留意してください。

7. その他の情報：

a) 日本での運転免許証の切り替え試験について：

- 外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替えするための試験は、運転歴、知識、技能、視力などの試験で構成されています。知識試験は50問の筆記試験で、45問以上正解すると合格となります。技能試験は、試験場で運転操作の実技試験を行います。100点満点中70点以上で合格となります。
- 試験に合格した場合、労働者は試験合格当日に運転免許証が交付されます。
- 外国の運転免許証の切り替え試験（日本の運転免許証への切り替え）に合格しなかった場合、トラック運転手は最長6か月、バス及びタクシー運転手は最長1年の滞在期間中に再試験を受けることができます。受験者は、再試験を受けるたびに受験料を支払う必要があります（再試験の費用は初回試験と同じです）。受験回数は、他の受験者の受験登録状況により制限される場合があるため、再受験回数が制限される可能性があることにご留意ください（具体的には、再受験回数に制限はありませんが、1日に受験できる人数に制限があります）。
- 受験者は、居住地を登録している地域の試験センターでのみ運転免許試験を受けることができます。

b) 新規運転者研修後の評価について（タクシー及びバス運転者にのみ適用）：

研修修了後、受講者はバス・タクシー業界の効率性評価基準を満たさなければなりません。評価の実施方法は、各実施機関の決定に委ねられます。バス・タクシーの効率性評価基準については、以下のリンクをご参照ください。

バス：<https://www.bus.or.jp/news/association/17145/>

タクシー：<https://taxi-japan.or.jp/manual/>

c) その他：特定技能制度に関する日本及びベトナムの法律の規定に従うこととなります。